

理由説明書

生産緑地地区制度は、市街化の進展に伴う緑地の急速な減少により、良好な都市環境の確保のうえに残存する農地等の計画的な保全を行う必要があること等から創設されたものである。

本都市計画は、市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、位置及び区域並びに面積に変更が生じたため、本案のとおり変更するものである。